

1. 取引先の事前分類

昨年の10月より、適格請求書発行事業者の登録申請が開始しました。

来年の23年10月以降は適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入は、仕入税額控除の対象外になります。

インボイス制度が実際に導入される23年10月までに、取引先が①登録事業者、②未登録事業者、③免税事業者のいずれに該当するのか確認する必要があります。

2. 確認の方法

取引先が課税事業者であるか否か不明の場合に、先方に確認しにくいというケースを踏まえて右記のような依頼文を、交付する方法があります。

自社の適格請求書発行事業者の登録申請が完了後、取引先に対し自社の登録番号の通知と同時に「依頼」をするものになります。

雛形は石井会計で準備しておりますので、必要な方はお気軽に担当までお声がけください。

令和×年×月×日

○○○○○○○御中

会社名
部 署

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご趣旨をご理解賜り、よろしくお願いたします。

敬具

記

- 弊社登録番号
T××××××××××××××
- 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼
課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問い合わせ先までご連絡願います。
また課税事業者以外（免税事業者等）の場合はその旨ご連絡をお願いいたします。
もし適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、令和5年3月31日までに取得願ひ、令和5年5月31日までにご連絡をお願いいたします。
- 問い合わせ先
部署・氏名
住所
電話番号
メールアドレス

以上

1. 被相続人が亡くなる前3年以内の相続人に対する贈与財産

×

亡くなる前3年以内に贈与を受けた現金があったが、贈与税の基礎控除額（110万円）以下で贈与税申告が不要だったため、申告時に「贈与を受けた財産」に含めなかった。

○

生前に受けた贈与において相続税の基礎控除額（110万円）以下だったが、亡くなる前3年以内のため、相続税の課税価格に贈与を受けた財産（贈与時の時価）を加算した。

2. お墓の購入費用に係る借入金

×

被相続人が亡くなる以前に銀行から借入を行い、お墓を購入していたため、相続税の申告の際に、借入金の残高を記載した。

○

被相続人が生前に購入したお墓については、相続税の非課税価格に算入されない財産であるため、その取得に係る債務も相続税の課税価格から差し引くことができない。